

---

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和5年下川町議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、5番 大西 功 議員及び6番 齊藤好信 議員を指名いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和5年下川町議会定例会3月定例会議の運営について、去る3月1日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

3月定例会議の提案事項については、町長提案が40件で、内容は、令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針、行政報告7件、条例制定2件、条例改正11件、条例廃止3件、一般議案1件、補正予算7件、令和6年度各種会計予算7件、報告1件でありました。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、3月定例会議の審議を要する期間については、本日3月6日から15日の10日間とすることとし、本会議については、本日6日、14日及び15日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例制定の「下川町簡易水道事業基金条例」、「下川町民間賃貸住宅建設促進条例」、条例改正の「下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例」、「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」、「下川町快適住環境促進条例の一部を改正する条例」、一般議案の「第6期下川町総合計画基本構想及び中期計画について」は、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

また、令和6年度下川町各種会計予算7件は、予算審査特別委員会を設置して審査を付託し、今定例会議中の8日及び11日から13日の4日間の日程で審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件27件、議会提案1件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことといたしました。

次に、一般質問についてですが、14日に行い、通告期限は、3月7日、午前10時まで

といたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、3月定例会議の審議を要する期間について、本日6日から15日までの10日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、3月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日6日から15日までの10日間とします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 町長より「令和6年度町政執行方針」の表明があります。

町長。

○町長（田村泰司君） おはようございます。令和6年度の町政執行方針を述べさせていただく前に、本定例会議開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会議に全員の御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

本定例会議に提案させていただく議案及び報告は、条例案件16件、単行案件1件、予算案件14件、報告案件1件の計32件のほか、7件について行政報告をさせていただくものであります。

議員各位には、議案審査に当たりまして、御指導等を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、令和6年度町政執行方針について述べさせていただきます。

令和5年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾多の困難を乗り越え、現在ではSDGs未来都市など、地域づくりのモデル自治体の一つと言われております。

しかし、地域の現状は極めて厳しい状況であり、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など、多くの課題が山積しております。

この難局を乗り越えるため、社会環境の変化や多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」2030年における下川町のありたい姿の実現を目指し、その下支えとなる第9次行政改革大綱を着実に実行するとともに

に、施策・事業の実施に当たっては、ゼロカーボン脱炭素のまちづくりを念頭において進めてまいります。地域課題の解決と下川町の将来に向けた各種施策・事業を積極的に展開してまいりますので、議員並びに町民の皆さまにおかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度予算は、私の初めての予算編成であり、行政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域の課題解決と地域活性化を図るため、積極的な各種施策の展開に留意し、予算編成を行ったところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で56億1,400万円、対前年度比6.0%増、  
介護保険特別会計で7億9,725万円、対前年度比6.1%減、  
国民健康保険事業特別会計で4億9,095万円、対前年度比0.3%増、  
後期高齢者医療特別会計で7,164万円、対前年度比8.9%増、  
下水道事業及び簡易水道事業を公営企業会計へ移行し、  
下水道事業会計で5億2,574万6,000円、  
簡易水道事業会計で4億7,647万3,000円、  
病院事業会計で6億466万2,000円、対前年度比4.0%減、  
7会計総額では85億8,072万1,000円で、対前年度比7.0%減となりました。  
第6期下川町総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。  
第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全・安心な自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営と、効率性・効果性を検討するとともに、在宅における介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うとともに、各福祉医療施設の連携強化を図り、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度については、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後もしばらく細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業については、町民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第9期介護保険事業計画を本年度中に策定し、これに基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

このほか、医療費にかかる一部負担金の助成対象を高校生までに拡大し、子育て世代の経済的負担の軽減と、子供の健康保持・増進を図ってまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

歯科診療所の閉鎖により、町内での歯科予防、治療は不便な状態であるため、歯科診療所の開業、誘致に対して支援を行い、歯科保健及び歯科医療の提供体制の確保に努めてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い本町の実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種については、医療機関と連携し、被接種者が予防の有効性を理解した上で効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」及び超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担っており、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問診療・訪問看護にも積極的に取り組み、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、専門的な治療につきましては、名寄市立総合病院等との医療連携ネットワークをいかして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や町内福祉介護施設と連携し、町民が安心して医療が受けられるよう努めてまいります。

また、「病院経営強化プラン」に基づき、健全な事業運営及び持続可能な地域医療提供体制を確保していくため、将来の人口等を見据え、地域の事情を踏まえた役割と運営体制などを検討するとともに、上川北部区域地域医療機関との連携を継続してまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活することができるよう、介護予防事業の取り組みに努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどについての相談支援、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活を送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士で支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の要であることから、適正にかつ持続可能な運営を図ってまいります。

また、老朽化が進む施設設備等の適切な改修、設備更新を年次的に進めるとともに、I

ＣＴ化や各種センサー等の環境整備を行うなど、利用者に寄り添ったサービスの充実に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

下川町認定こども園「こどものもり」においては、教育と保育の拡充と、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、子育て世代包括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び子育て支援を推進するとともに、子育て世代との対話によるサービスの充実に努めてまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実に努め、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設の運営については、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した生活支援の充実に努め、生活支援員等の人材確保と育成により、個々の障がい特性に応じたサービス提供の維持向上に努めてまいります。

また、山びこ学園の入所者及びグループホームういるの入居者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、地域の方々との交流活動や農福連携等を深めながら、日中活動支援の幅を広げて、利用者一人一人に寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる機会の提供に努めてまいります。

第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

第6期下川町総合計画の将来像を達成するための7つのありたい姿の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」の具現化と「地域共育ビジョン」を実現していくために、教育施策の目標や基本方針を定めた「第2期下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

学校における新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策については、感染拡大防止を令和5年度と同様に行っていくとともに、学校の教育活動を両立させていくため、全ての子供たちの可能性を引き出し、学びを止めないようにする取り組みを進めてまいります。

また、質の高い学校教育を推進していくために、これまで取り組んできた小中連携教育を躍進させ、義務教育9年間を見通した学校づくりに努めてまいります。

これを実現する手段の一つとして、教育ICT化推進アドバイザーやICT支援員の配置のほか、学校内外で活用することができるICT端末の更新を含めた環境整備と積極的な利用に努めてまいります。

次に、下川商業高等学校の支援につきましては、地域学校協働コーディネーターを派遣し、総合的な探究の時間における個別の課題研究の発展とともに、地域と共にある特色あ

る学校づくりの充実につなげてまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民の皆さまが潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果をいかせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進するとともに、スポーツ・文化活動も含め、民間団体活動の充実を図り、生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

第3は、生涯スポーツの振興であります。

町民の皆さまの健康に関する意識が高まっている一方、体力の衰えに不安を抱える町民も数多くいることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり体験会等、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ団活動等の支援内容を充実するとともに、安全・安心に活用できる環境を整備してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、本町を巣立った選手が国内外の大会で活躍し、町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導による選手の育成強化と学校への支援を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

地域に根ざした個性あふれる文化活動の支援内容を充実するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

また、町民の皆さまの郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めてまいります。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、景観・公園の整備であります。

公園は、幅広い年齢層による自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全・安心で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第2は、住宅対策であります。

多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅等の整備や改修等により、住環境の整備を進めるとともに、個人住宅への建築改修等の支援や民間賃貸住宅建築への支援など、民間活力を最大限に活用した効率的で効果的な住宅施策を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や解体費用を支援し、快適で安全・安心な暮らしを確保してまいります。

第3は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の改良や維持補修を実施するとともに、橋梁の長寿命化を計画的に進めてまいります。

また、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第4は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、ICT技術を活用した効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における自主的な排雪処理や屋根の雪下ろしを支援し、冬期間の安全で快適な住環境の確保に努めてまいります。

第5は、上水道事業であります。

安全・安心で安定した水道水の供給と、効率的で効果的な水道施設の整備に向けて、下川浄水場整備事業を推進するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたり安全・安心な水道水を確保するため、水道施設の更新及び改修に必要な施設整備計画の策定を進めてまいります。

簡易水道事業の公営企業法適用につきましても、引き続き推進に向けて適用事業を実施するとともに実施体制の整備を進めてまいります。

営農飲雑用水施設につきましても、年次計画に基づいた改修を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

第6は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、下水道ストックマネジメント計画の最終年であることから、次年度に向けた計画の改定を進めてまいります。

下水道事業の公営企業法適用につきましても、引き続き推進に向けて適用事業を実施するとともに、実施体制の整備を進めてまいります。

第7は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として、基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全・安心な暮らしを確保し、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のための実証・事業化を進めてまいります。

第8は、環境保全の対策であります。

1点目は、「2050ゼロカーボンしもかわ」の実現に向けた取り組みであります。

地球温暖化に伴う「気候変動」によって、重大な危機に直面しており、世界各地で干ばつや豪雨、海面の上昇、熱波による山火事、大型台風など、想定外の甚大な自然災害が多発しており、今や「気候危機」とも言われ、喫緊の課題となっています。

令和5年12月に閉幕したCOP28では、「化石燃料からの脱却」、温室効果ガス排出量を2019年と比べ2030年までに43%、2035年までに60%を削減する必要があるなど、1.5℃目標達成のため、緊急に行動を取る必要があると確認がなされました。

国内においても、2050年までの二酸化炭素の排出実質ゼロ、2030年度の削減目標として、2013年度から46%削減など、脱炭素社会を実現するため、地域脱炭素ロードマップが示されているところであります。

下川町は、循環型森林経営の取り組みを基盤に、環境モデル都市、環境未来都市、バイオマス産業都市、SDGs未来都市等の選定等を受け、これまでも二酸化炭素排出削減や

森林の吸収源対策など地球温暖化防止につながる先駆的な取り組みを進めてきたところであります。

今後におきましても、2050年度までに温室効果ガス排出実質マイナスを目指す将来像「森と大地と人を守り育てるゼロカーボンしもかわ」の実現に向けて、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進と二酸化炭素排出削減に向けた取り組みを進めてまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策であります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されており、過大な維持管理費などが課題でありましたが、名寄地区一般廃棄物中間処理施設は、昨年度に入札執行及び議会議決がなされたところであり、引き続き各関係機関と連携して、令和9年度の稼働を目指してまいります。

さらに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費を助成し、引き続き動物愛護とともに、生活環境の改善を図ってまいります。

第9は、交通安全・防犯の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、下川町は、昨年8月に交通事故死ゼロ「3000日」を達成したところであり、引き続き町民一人一人の交通安全・防犯意識の高揚を図り、安全・安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

第10は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、遊休品の資源化による埋立ごみの減量化や地域コミュニティを醸成するため、消費者協会が運営する「ばくりっこ」を実施し、地域のにぎわいを創出するとともに、様々な活動を通じて環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第11は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、防火水槽の新設及び消火栓の更新を進め、消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、様々な救急事案に対応するため、感染防止対策を徹底し、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第12は、危機管理であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、防災と福祉の連携による避難行動要支援者個別計画策定の推進と、共助の要となる自主防災組織の結成を推進してまいります。

第13は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、情報通信技術の進展の動向を見極めながら、情報提供方法等について調査研究をし、光ファイバー網等を活用した難視聴地域対策を行うとともに、今後の光ファイバー網等の地域情報通信基盤の維持管理方法について、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に判断し、町内全域の公設の光ファイバー網等を令和7年度から民間電気通信事業者へ譲渡・民間移行するための準備を進めることや、配信設備の老朽化等によりIP告知端末を令和6年度末をもって運用を廃止する見直しを図ってまいります。

また、併せて、IP告知端末の運用廃止に伴って電子的な情報の受け取りが不便になるおそれのある世帯に対しては、情報格差が生じないように支援を行うとともに、LINE、地デジ広報等を活用した情報提供の充実に努めてまいります。

次に、第4点目の「産業」であります。次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業振興対策であります。

近年、飼料、肥料やエネルギー価格の高騰など、生産コストに影響し、経営環境は厳しい状況にあります。

また、高齢化や外国人技能実習生の確保に加え、国の農業政策により農業を取り巻く情勢は厳しく、大きく変わりゆく時代にあります。

このような情勢に対応し、農業者を支えるため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者に対する支援を講じてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、農地利用の集積化を図ります。

また、小麦の安定作付けのため、JA北はるかが実施する麦乾燥調製施設の設置費用に対して支援してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

施設園芸作物の生産向上を図るため、フルーツトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化を図るため、環境モニター機器の導入を支援するなど、スマート農業を推進してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労務を軽減するため、酪農ヘルパー事業の運営を支援してまいります。

町営サンル牧場は、指定管理者による良質な粗飼料の生産及び飼養コストと労働時間の軽減を図り、酪農の経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と育苗作業抑制のため、生産者の利活用を支援してまいります。

農産物加工研究所は、公設民営方式により特産品であるトマトジュースの製造販売を下川事業協同組合へ移行し、民間知見による業務効率化と販路拡大を目指してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

将来の中核的農業者の活動促進や育成を支援するとともに、新規就農者の支援や事業承継に取り組んでまいります。

また、農業分野の労働力を確保して農業生産力を維持するため、外国人実習生の受け入れを支援してまいります。

第2は、林業・林産業対策であります。

林業・林産業においては、国産材の木材価格は高止まりしておりますが、住宅をはじめとする木造建築物の着工数が減少するなど需要抑制の状況が続いているほか、燃油価格や電気料金などエネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど厳しい状況が続いております。今後、木材製品価格の競争力強化のため、低コストで効率的な林業林産業の構築により収益の向上を目指していく必要があります。

このため、豊かな森林資源を基盤とした雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施や上川北部森林管理署と連携して原木ストックヤードを共同で管理し、機動的な木材の安定供給による地域の林業・林産業の活性化を図ります。

また、私有林整備支援を推進し私有林施業の活性化を図ってまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材の確保や育成に向けて、旭川農業高校森林科学科や関係機関との協力体制を継続し、森林施業実習や町内林業事業体へのインターンシップ等を受入れるとともに、北海道、上川北部地域、地域林業・林産業事業者と連携し、北海道立北の森づくり専門学院生においても、地域実践実習等の受入れを行うほか、中学生・高校生向けの職業教育に協力してまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

林業・林産業の振興を図るため、設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへ支援を行い、経営基盤の強化や安定化を図ってまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

木質原料製造施設の管理、運営を行い、安定した木質燃料の供給体制を推進してまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

森林や林業の理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、森林文化の創造に向けて、チェンソーアート事業に対し支援してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、引き続き有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊により、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、町民の生活圏と野生動物の生息域の棲み分けを図ってまいります。

第4は、商工業振興対策であります。

人口減少や経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、商工業振興であります。

中小企業事業者に対し、経営基盤強化、起業化促進、事業承継や資金調達などを支援して、雇用の維持や創出とともに地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行い、消費の域内循環と政策効果の向上を図るとともに、特定地域づくり事業を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社、戸田建設株式会社等との円滑な事業継続のため、経済交流を図ってまいります。

次に、観光振興であります。

アイスキャンドルミュージアムなどのイベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、入込客数拡大を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係する機関や団体との連携により、滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

地域活力の再生と集落創生のため、一の橋地域において集落の自立と持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、資材の高騰など厳しい運営状況は続きますが、生産量の増加を図るなど、引き続き安定的な運営を目指してまいります。

また、戸田建設株式会社が設置しているイチゴ栽培ハウスへ熱導管を延長し、環境に配慮した経済交流と地域産業の拡充を進めてまいります。

次に、雇用労働施策であります。名寄地区通年雇用促進協議会を通じて雇用対策等を協議してまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、多くの団体等との意見交換を通じて、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆さまが主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の7つの目標の実現や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

Uターン者等に対して、奨学金の返還支援を行い、教育費の負担軽減や移住・定住の促進、町内企業の人材確保を進めてまいります。

また、中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」との連携協調の下、総合的な移住促進、各産業分野の担い手確保、求人事業者と就業希望者とのマッチングなどの取り組みを支援し、人口減少を起因とする地域課題の総合的な解決を図ってまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行ってまいります。

また、デジタル技術を活用した業務の効率化と住民の利便性向上を目指し、スマホ役場の構築など自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

また、老朽化した役場庁舎、消防庁舎について、今後の方針、方向性を議論するとともに、将来を見据えて公共施設の機能統合・整理・再編を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取り組みなど収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、町政執行に対する所信の一端を申し上げましたが、町民、職員の新たなチャレンジを大切に、町民の「和」をもって、「環（わ）」のまちづくりを進め、下川町の未来を創ってまいりたい決意でありますので、議員各位、町民の皆さまのより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で令和6年度町政執行方針を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 教育長より「令和6年度教育行政執行方針」の表明があります。

教育長。

○教育長（川島政吉君） 令和5年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、急激な人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、私たちの価値観やワークスタイルが大きく変わる中、これまでの知識や経験だけでは、最適な解を見いだすことが難しい時代になっております。こうした変化の激しい社会の中で、私たちが、様々な困難を乗り越え、豊かな人生を送っていくためには、幾つになっても多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手として学び続ける必要があります。そのためには、必要な資質・能力の育成や環境等を整えることが求められています。

教育委員会としては、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を基本に、下川町地域共育ビジョンとともに、第2期下川町総合教育大綱を実現していくため、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）と、続ける幸せだけでなく、変わる・新しい幸せを生む教育を推進し、教育行政の責務を果たしてまいります。

特に、次代を担う下川町の子供たちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができる質の高い教育を進めてまいります。

そのためには、下川町が大きな家のように、子供たちを真ん中に地域、学校、家庭がつながり、互いに連携・協働しながら育んでいくというビジョンを共有し、達成できるよう、教育委員会が主体となって各種の施策を推進していきます。

そこで、教育委員会として令和6年度に重点的に取り組む施策について、3点申し述べます。

1点目は、「義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現」についてです。

質の高い学校教育を推進していくためには、小・中学校間だけでなく教職員間の情報・行動連携と、教職員一人一人が個性・能力を十分に発揮できる環境整備、さらには学校と家庭や地域が連携・協働して9年間を見通した学校づくりを推進していくことが重要であります。

これを実現していくために、令和6年度において、これまでの小中連携教育をレベルアップさせるイメージで、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す「小中一貫教育」を、「施設分離型の小中一貫校」として令和7年度に運用開始ができるよう準備を進めてまいります。

具体的には、教育委員会規則を改正すること、令和5年度に作成した9年間を見通した「総合的な学習の時間」の指導計画を実践すること、小・中学校で相互に教職員の乗り入れ授業を促進すること、学校行事や児童・生徒会行事等における合同開催の可能性を検討することなど、出来るところから実践してまいります。

次に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携し、小・中学校の教育活動の実態及び課題の共通認識を深め、地域活動につなげることで、地域・学校・家庭が連携した場づくりを進め、協働活動を活発にしていきたいと思います。

具体的には、地域に開かれた学校づくりの一環として、クラブ活動、委員会活動、学校行事、授業、環境整備等に関し、多様な支援スタッフとなる「地域学校協働活動推進委員」や「地域ボランティア」等の活用を実践していきたいと思います。

次に、道徳教育には、児童生徒に自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共に、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められており、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通して取り組み、発達の段階を考慮した指導方法の工夫改善を図っていくことが重要です。

具体的には、児童生徒の実態に応じた道徳教育の充実にいかしていけるよう、道徳推進教師が中心となって先進校の取り組み等の情報提供を行うとともに、相手の気持ちや考えを思いやり、自分と異なる個性を受け入れ、助け合うことができる心豊かな児童生徒を育成することを教育計画に位置づけ、実践し、その成果等を参観日において「特別の教科 道徳」の授業を公開したり、学校だより等で情報を発信したりしていきたいと思います。

次に、特別支援教育につきましては、児童生徒や保護者の多様化する教育的ニーズに応じた支援を行うことが大切であります。

具体的には、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育相談員による学習面や生活面に配慮が必要な幼児、児童生徒の実態把握と、必要に応じて外部の専門家による指導助言を受けたり、個別の教育支援計画を作成し活用したりするとともに、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していきたいと思います。

加えて、特別支援教育連携協議会による研修会や子育て講演会などを通して、関係職員だけでなく、こども園の職員や町民の皆さまも参加できる特別支援教育関連の今日的課題に対する研修会等の実施に努めていきたいと思います。

次に、生徒指導では、主に特別活動を通して、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒同士の良い人間関係を築き、ひいては個性の違いを認め、尊重する関係を基本として、学校全体で支持的風土を醸成していきます。

具体的には、いじめ防止の取り組みについて、全教職員が「どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「いじめ見逃しゼロ」、という意識をもち、どんな理由があっても、いじめは絶対に許されることではないことを理解させるとともに、学級担任が中心となって行う定期的ないじめ調査や教育相談だけでなく、学校長のリーダーシップの下、いじめ防止等対策委員会を中心として組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底していきたいと思います。

2点目は、「誰一人取り残されない多様な学びの機会の保障」についてです。

年齢に関係なく多様な人々と協働しながら、生涯にわたって楽しく学び続けることができるよう、自分が得意とする分野や可能性を見だし、挑戦できる環境を整えていくことが重要です。

これを実現していくために、小中学校教育において、児童生徒一人一人の個性をいかし、可能性を伸ばす指導を工夫するとともに、学習の環境整備に努めることによって、学びを

止めず、学ぶ意欲を高めていく必要があります。

具体的には、GIGAスクール構想を日常の教育活動の中で着実に推進していくことです。令和5年度までにICTに係る教職員の日常的な業務・学習支援の充実、配置した一人一台タブレットを授業で活用していくことができる学習環境を整備しているところですが、今後は、タブレットの高性能化による計画的な更新を進めてまいります。

また、セキュリティ強化による遠隔・オンラインによる授業や課題研究を行うことで、学校以外での児童生徒の学びを保障してまいります。

さらに、整備しているICTにより、全教職員が業務改善を通じた仕事の効率化などを図り、学校における働き方改革を進め、自らの授業のレベルを引き上げることができる時間確保につなげていくこととします。

次に、ICT支援員と連携した情報モラル教育が重要になってきます。

具体的には、児童生徒だけでなく、保護者に対しても情報機器の活用に当たり、情報発信が与える他者への影響を考えること、犯罪被害の危険の回避など情報を正しく安全に使うこと、情報機器の使用による健康への影響を理解することなど、情報社会で適正な活動が行えるよう指導と研修を進めてまいります。

次に、下川町の良さをいかした体験活動や生涯スポーツ等の充実についてですが、まず、体験活動においては、児童生徒が発達段階に応じて、ふるさと下川の自然環境や歴史・伝統・地域の人に触れ、地域の良さを学ぶことで、自分が得意とする分野や可能性を見だし、挑戦できる環境を整えていくことが重要です。

これを実現していくために、地域を基盤としたキャリア教育に力を入れ、一人一人の興味・関心を見つける機会をつくり、多様な大人との対話を通じた取り組みや、地域をフィールドとした実践を小学校から高校まで一貫して実施し、自律した社会人に向けて必要となる資質・能力の基盤を育むとともに、SDGsの考え方を身に付ける取り組みを継続して推進してまいります。

具体的には、小学校において、令和4年度に改訂した社会科副読本「しもかわ」を活用しつつ、身近な自然を通して、学校だけでなく地域の大人たちから学ぶ機会を通じた教育活動を進めてまいります。小中学校において、地域の商工業者、医療、福祉施設等との連携協力により、各職場の職員と児童生徒との交流や職場体験活動の実施を進めてまいります。

また、下川町認定こども園「こどものもり」から小・中学校、高等学校において、森林とのふれあいや林業体験などを実施し、系統的な森林環境教育を継続してまいります。

次に、キャリア教育のベースの一つで、「対話的な学び」を育んでいくことが重要になります。

これを実現していくために、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、自分の思いや考えを気兼ねなく伝えることができる心理的安全性を高めることができる集団づくりを進め、子供同士の協働、教職員や地域の商工業者等との対話を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広めていく機会を増やしてまいります。

具体的には、さきに述べた9年間を見通した「総合的な学習の時間」や地域学校協働活動など、発達段階に応じた実践を通して推進してまいります。

次に、生涯スポーツの振興については、町民一人一人が、年齢に関係なく健康づくりや

スポーツを通じて、楽しく心と体を鍛えることができる機会や場を設けていくことが重要です。

これを実現していくために、健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでも、誰でも、どこでも、気軽にできる生涯スポーツを推進していきます。

具体的には、年齢や体力に応じ、安心して取り組んでいただけるスポーツ教室や体験会等を実施してまいります。

次に、競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団、中学校・高校の部活動、公区活動等に対し、活動への支援を行うことにより、参加者や保護者の負担軽減や競技力向上を図り、青少年の健全育成とともに町民全体の健康増進に努めてまいります。

さらに、ノルディックスキー競技においては、下川町から巣立った選手が国内外の大会で活躍しており、それが町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、今後におきましても、幼少の裾野を広げる活動に力を入れるとともに、専門指導員を中心に、幼小を中心とした体験会と幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成強化と学校への支援を推進してまいります。

次に、学校教育全般を通じて行われる健康教育は、「生きる力」の土台となる「たくましく生きるための健康や体力」の獲得、さらには生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが求められています。

これを実現していくために、学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを推進してまいります。

具体的には、健やかな体力づくりとして、児童生徒の体力向上に向けて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査など該当学年の客観的なデータを基に、全学年で保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、自らが心身の健康を大切にすることに気付き、運動することの楽しさを実感し、望ましい生活習慣を身に付けさせることができる体育科や保健体育科の授業改善と学校の特色をいかした体力づくりを計画的に行ってまいります。

また、学校給食を通して、食に関する正しい知識と、地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等につながる教育を、栄養教諭と連携して小中学校で実践してまいります。

さらに、学校安全につきましては、交通事故や災害等の発生時に児童生徒の安全を確保するために、教職員だけでなく、児童生徒自身も迅速・的確に行動することが不可欠です。

そのために、交通安全教室、防犯教室、防災教室により、児童生徒の意識啓発に努めるとともに、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒自身に、危険予測能力や危機回避能力を身に付けさせてまいります。

次に、友達関係を巡る問題や学業の不振、生活リズムの乱れによる気力の低下などにより、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、全校体制でどのように支援していくか検討していくことが重要です。

これを実現していくために、学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が安心して学ぶことができる場づくりや、きずなづくりなどを推進していくことが大切です。

具体的には、不登校の児童生徒の状態やニーズに応じて学習意欲の維持、向上等を図る

ため、学校内外において、ICTを活用した計画的な学習活動を行えるよう、支援の充実に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら、社会的自立を目指し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を継続して行ってまいります。

3点目は、「地域と歩む持続可能な教育の実現」についてです。

近年、地方の過疎化や人口減少、高齢化等により、地域社会における支え合いやつながりが弱まり、学校の小規模化とともに、子供たちを取り巻く環境が急激に変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。これらの課題を解決するために、学校と共に地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていける地域力を強化していくことが重要です。

これを実現していくために、学校が地域の教育力を、地域が学校の力をいかしていくことができる学校運営協議会が核となり、互いに児童生徒の実態及び課題の共通認識を深めるとともに、地域学校協働活動の推進により、学校の教育活動と地域の活動をつなげることで、地域の魅力や課題に触れる機会が生まれ、多様な体験活動を創出してまいります。

具体的には、小中学校の各校長が作成し、学校運営協議会で承認をいただいた令和6年度の学校経営方針と、「義務教育9年間でめざす姿」の中に学校運営協議会が地域の願いとしてまとめた「下川を愛する児童生徒像」の項目に、令和6年度の重点を位置づけ、教育委員会、学校、学校運営協議会の3者が、小中学校の経営状況を共有し、協議を行いながら、一体となって児童生徒に「生きる力」を育成してまいります。

また、地域学校協働活動推進員を派遣し、小学校のクラブ活動や中学校の部活動のほか、図書室の充実に向けた取り組みに加え、授業や学校行事等の教育活動と連携した地域学校協働活動を推進してまいります。

また、小中学校の教職員の専門性をいかし、相互に授業の乗り入れを実施してまいります。加えて、地域共育ミーティング・フォーラム等で、地域共育ビジョンの進捗状況などに関わる学校・家庭・地域の対話を行ったり、関係機関等のアドバイスを受けたりして確認してまいります。

さらに、中学校の部活動の地域移行に関しては、令和5年度末に発足した「部活動改革推進委員会」で、「下川町の子供たちは、学校を含めた下川町全体で育てる」という考えの下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術環境の最適化を図り、体験格差を解消し、生徒の望ましい成長を保障できるよう、検討を重ね、できるところから地域移行を進めてまいります。

子供を含めた町民の居場所づくりについては、昨年度から、公民館ロビーにて「スタディ&ワークスペース」を設置しており、手元を明るくするライトやコンセント、無料Wi-Fiを提供することで、予約なしに誰でも気軽に利用できる場を設けております。これまでは、期間を限定して実験的に設置してきましたが、昨年度の利用状況や要望を踏まえ、今年度は常設していきたいと考えています。

また、公民館のロビーや学校等の一室を、中高生を含めた町民の居場所として開放し、利活用できないか検討してまいります。

次に、人生100年時代と言われ、みんなが同じ時期に同じことをする時代は終わり、世界はマルチステージの人生に変わりつつあります。

今後は、より多様で豊かな生き方・暮らし方をしていくために、町民一人一人が乳幼児

期から高齢期までの生涯各期にわたる学びを通じて、充実した潤いのある生活にしていくことが重要です。

これを実現していくために、個の学びだけでなく、他者と学び会い認め合うことで相互のつながりを形成するため、学校教育の学びだけでなく社会教育の学びの場や機会を設け、気軽に楽しむことができる環境整備に努めたり、生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

具体的には、豊かな心を育む芸術・文化の振興について、町民会館図書室と学校図書室との連携などを含めた読書活動の推進を図ってまいります。

町民会館図書室においては、日常の暮らしに役立ち、課題解決につながる図書資料の充実を図るとともに、読書を通じた主体的な生涯学習や読書習慣の確立を支援し、親しまれる読書環境づくりを進めてまいります。

また、乳幼児への読み聞かせを行うブックスタート事業、世界に一つだけのパーソナル知育絵本のプレゼントや読書イベントなどにより、子供が本に親しむきっかけづくりや親子のふれあいを促進してまいります。

さらに、新たに学芸員あるいは相当の知識をもった方を地域おこし協力隊として確保し、ふるさと交流館や札天山収蔵館の来館者対応と文化財の資料整理を進めてまいります。

また、ふるさと交流館に、「語り部」を導入し、ふるさと交流館に一定期間常駐していただくことで、来館者に対し下川町の歴史や文化を語り継いでいただく事業を進めてまいります。「語り部」については、下川町の歴史や文化等に詳しい方に登録していただき、地域学「しもかわ学会」が作成したブックレットなどを活用していただくことを想定しています。

次に、優れた芸術文化に接する機会を充実し、創造性を高め、心豊かで活力ある地域づくりにつながる芸術文化の振興が重要です。

これを実現していくために、町民による自主的・創造的な芸術・文化活動を支援するとともに、芸術文化に接する機会の提供や文化協会加盟の文化サークルと連携した町民参加型の事業を実施してまいります。

具体的には、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるため、積極的な伝承活動が行われております無形文化財である「上名寄郷土芸能」を永く後世に伝えるために支援するほか、町民が触れる機会を設けてまいります。

さらに、令和4年度までの「ふれあいコンサート及び町民芸術文化鑑賞事業」を統合し、「ふれあいイベント」として令和5年度より実施しており、引き続き様々なジャンルの芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

次に、子供の社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える保護者が増加傾向で、家庭教育には重要な役割があります。

これを実現していくために、子供の健やかな成長に必要な知識を学び、家庭の教育力向上に寄与するためのセミナーや体験講座などの学習機会を提供し、地域全体で親子を支える環境づくりや、きずなを深める取り組みを実施してまいります。

具体的には、児童室において、親子が安全で安心して触れ合える場を提供するとともに、放課後、児童の安全と居場所を確保してまいります。

さらに、青少年教育においては、人間形成の基礎がつくられる最も大切な時期であり、

地域・家庭・学校が連携を深め、学校外で良好な教育環境を構築し、実践していく必要があります。

そこで、継続的・計画的に実施している小学生対象のキッズスクールや中高生の居場所づくり事業等による各種体験活動や自学自習等の充実を図ります。

さらに、高齢者教育においては、各種交流会や高齢者学級などの見直しを図りながら気軽に交流できる環境を提供するとともに、高齢者がもつ知識、技能や経験をいかし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めてまいります。

次に、近年、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、高等学校の生徒確保が非常に厳しい状況であることから、引き続き、下川商業高等学校において、商業のスペシャリストの育成を目指した魅力ある学校づくりを支援していくことが重要であります。

これを実現していくために、学校が地域とともにある特色ある教育活動や生徒の個性を大切に、能力や適性に応じた学習を進めていけるよう、町として、直接的・間接的に支援できる環境を整備していく必要があります。

具体的には、総合的な探究の時間の課題研究において、学校と地域との連携を支援する地域学校協働コーディネーターを派遣し、個別の課題研究を決め、計画を立て実現できるよう支援するとともに、下川商業高等学校の学校運営協議会との連携・協働を確保し、地域とともにある魅力ある学校づくりの充実につなげ、存続維持・発展できるよう各種の振興策を進めてまいります。

以上、教育行政執行方針を申し上げましたが、先行き不透明で変化の激しい時代を乗り越えていくため、生涯を通して学び、考え、様々な困難に対応できる教育が求められています。

本年度におきましても、下川町の教育行政に直接責任をもつ教育委員会として、町長部局と緊密に連携しながら、この重責を強く自覚し、持続可能な社会の創り手となる下川町の子供たちを、町全体で育てていくというビジョンを達成できるよう、重点施策を中心に推進していくことによって、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で令和6年度教育行政執行方針を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第6 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」の設立について、御報告申し上げます。

本町においては、人口減少や少子高齢化の進展、それに伴う地域経済・産業活動の縮小により、将来的に地域社会を維持する上での課題が山積しており、本町を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

こうした課題の解決に向け、行政と地域の間のかつ専門的な立場から、地域課題解決に向けた取り組みを総合的に支援・コーディネート等を行うため、中間支援組織「一般財

団法人しもかわ地域振興機構」を3月4日に設立いたしました。

新法人設立に当たりましては、昨年6月の定例会議において、新法人設立に関する経費について御承認いただき、年度内早期の法人設立・事業開始に向け準備を進めてまいりました。

このたび、2月28日に役場庁舎におきまして設立総会を開催し、設立趣旨をはじめ、定款、評議員4名、理事6名、監事2名の設立時役員等の選任、理事長を市田<sup>いちた</sup>尚之<sup>なおゆき</sup>氏とする選定、事務局体制、令和5年度の事業計画、組織規程などについて、全会一致にて御承認をいただいたところであります。

また、この法人は、下川町の全額出資により設立し、これまで「下川町産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部」を主体として取り組んできた総合移住促進事業と定住促進等の取り組みをはじめ、産業クラスターの考え方を継承しながら、地域産業振興活動を積極的に推進するための相談体制の構築や情報収集・分析活動の充実、専門人材・担い手の確保育成など、町の取り組みに即応して地域の課題解決に係る事業を実施していく予定であります。

新法人が行う各事業を通じ、将来の下川町を展望し「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、地域経済社会情勢の変化に対応しながらその活力を高め、地域全体の調和ある発展を期待するところであります。

なお、今後は、地方自治法第243条の3の規定に基づき、当該法人における毎事業年度の事業計画及び決算状況について、定期的に公表してまいります。

以上、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、令和6年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところでありますが、去る3月4日に令和6年第1回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、令和6年度一般会計予算として、歳入歳出総額13億6,313万1,000円が議決されたところであります。このうち、下川町分担金は1億7,727万3,000円で、前年度対比12.1%の減となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は1億6,409万円で、前年度対比11.3%の減となりました。

主な事業といたしましては、装備備品で、空気ボンベの購入に50万6,000円、消防用ホースの購入に60万5,000円を計上しております。また、消火栓の更新として275万円、防火水槽の新設として1,760万円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、車両火災1件で、前年比で3件の減となり、今後とも町民への防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は150件で、前年比6件の増となり、146人を医療機関に搬送しております。出動件数につきましては、ここ数年150件前後を推移し

ている状況であり、今後も医療機関との連携体制の強化を図るとともに、各種感染症への感染防止対策を万全とし、救急救命士の処置拡大に伴う教育、救急隊員の訓練強化など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。消防団員の充足状況は、令和5年度につきましては、入団者5名、定数65名に対して現在56名で、前年比1名の増となっております。

消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況であり、町民及び事業所等の理解を求めて団員の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年は台風や豪雨がこれまでの常識を大きく超える大規模なものになっており、危険性を増大させております。幸いに、下川町では大きな災害は発生してはおりませんが、今年1月には能登半島において震度7の地震が発生するなど、災害はいつ襲ってくるかわかりません。少子高齢化が進んでいる現状で、災害時要支援者が発生することは、災害のリスクを更に高める要因となることから、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいり所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る3月4日に第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、令和6年度一般会計予算について議決されたところであります。

令和6年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,399万6,000円とするもので、前年度比1.0%の減であります。

歳入では、分担金及び負担金で5億8,612万9,000円、使用料及び手数料で4,530万2,000円、国庫支出金で2,344万円、繰越金で1,807万円などです。

次に、歳出では、議会費で70万8,000円、総務費で2,396万4,000円、衛生費で6億4,874万8,000円のほか、公債費で7万6,000円、予備費で50万円です。

なお、各市町村負担金内訳における部門ごとの負担金合計額につきましては、し尿処理部門で8,982万1,000円、炭化処理部門で2億7,063万7,000円、埋立処理部門で8,080万7,000円、次期一般廃棄物中間処理の整備に向けた一般廃棄物処理施設建設事業部門で1億4,486万4,000円となっております。

なお、本町の負担金につきましては、し尿処理部門で1,209万9,000円、炭化処理部門で1,184万5,000円、埋立処理部門で1,062万2,000円、一般廃棄物処理施設建設事業部門で1,984万9,000円となり、合計で5,441万5,000円です。

以上、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和6年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げます。

本研修センターは、上川管内4市19町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にいかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果を見ているところであります。

令和6年度においては、これらの事業を推進するため、総額3,074万6,000円の予算を計上し、さきの組合議会で議決されたところでございます。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約83%の2,550万円となっております。そのうち本町の負担分は29万円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第235条第2項の規定による金融機関を「北星信用金庫」に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き令和6年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

次に、第2期下川町総合教育大綱（下川町教育推進計画）の中期計画を策定しましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第3項の規定に基づき、御報告申し上げます。

本大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の取組方針を定めたもので、平成31年3月に策定しました。

本大綱の基本目標として、「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」、「すべての町民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化を含む）する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す」を掲げ、その推進施策として、小中学校教育の充実、下川商業高等学校への支援、生涯学習の振興、生涯スポーツの振興、芸術・文化の振興が掲げられております。

これら5つの推進施策それぞれに、分野ごとの展開方針が定められておりますが、本大綱の計画期間は2019年度から2030年度の12年間で、前期・中期・後期の4年ごととしており、この大綱の展開方針については、4年ごとに見直しを行うことと定めていることから、前期計画の成果等を踏まえ見直しを行い、中期計画を策定したものであります。

見直しの内容につきましては、基本的な方針に大きな変更はなく、GIGAスクール構想や地域共育ビジョンなどの新規事業の追加や現状に即した文言の整理などを行っております。

見直しに当たっては、総合教育会議をはじめ、教育委員会議、社会教育委員・公民館運営審議会のほか、スポーツ推進委員会議、文化財保護審議会、視聴覚ライブラリー委員会と、教育関係及び各種審議会等において、幅広く御意見をいただき、策定を行っております。

今後におきましても、本大綱を基本といたしまして、全ての町民に様々な学習の機会を提供できるよう、教育行政を推進してまいります。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

次に、山びこ学園及び総務企画課の町有車両の物損事故について、2件御報告申し上げます。

1件目の物損事故につきましては、去る2月16日、午前10時50分頃、山びこ学園職

員が、学園正面駐車場で町有車両のタイヤショベルを運転し除雪作業を行っていた際、バケットを立て、バックしながら除雪していたところ、運転操作を誤り、駐車していた山びこ学園職員の所有する自家用車に衝突し、フロントバンパー、フロントグリルなどを破損させたものであります。

相手方の車両は駐車中のため無人でありました。また、当事者である職員にも怪我はありませんでした。

2件目の物損事故につきましては、去る2月21日、午後4時15分頃、総務企画課職員が、出張のため町有車両で国道39号線を上川合同庁舎に向かう途中、当麻町の「道の駅」を利用するため、右車線から左車線に車線変更をする際、安全確認が不十分であったため、左後方を走行していた旭川市在住の男性の運転する自家用車に接触し、右側の側面部分を破損させたものであります。直ちに110番通報し、事故処理を進めた次第であります。

事故当時、相手側の自家用車には同乗者が無く、双方の運転手も怪我はありませんでしたが、その後、時間が経過し、相手方に「むち打ち」の症状が発生したとの連絡があり、現在、医療機関に通院され治療中であり、自賠責保険にて対応しております。

なお、2件の相手方に対する損害賠償額については、全国自治協会自動車損害共済において手続を進めております。確定したのち、改めて議会に報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

日頃より職員の公用車運転には、交通事故を防止するため、常に注意を促しているところではありますが、このような事故を起こしたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないように、一層安全運転を喚起し、交通事故防止に努めることを申し添え、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第7 議案第60号「下川町簡易水道事業基金条例」及び、日程第8 議案第66号「下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第60号 下川町簡易水道事業基金条例及び、議案第66号 下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例について、関連性がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年4月1日から簡易水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、一般会計及び特別会計に属する基金を規定しています「下川町資金積立基金条例」から「簡易水道施設基金」を削除し、新たに公営企業会計に係る「下川町簡易水道事業基金条例」を制定するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 60 号及び議案第 66 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 61 号「下川町民間賃貸住宅建設促進条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 61 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、民間資金を活用した賃貸住宅建設の供給を促進し、町内の住宅不足の解消と定住人口の確保、また、住宅性能の向上による環境負荷の低減、地域材の利用拡大により、住環境の持続的な維持向上と地域経済の活性化に資することを目的に新規制定するものであります。

主な内容につきましては、下川町内に 4 戸以上の各種基準を満たす民間賃貸住宅を新築した場合において、延べ床面積 1 ㎡当たり 7 万円、上限 3,500 万円を補助するものです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 61 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 62 号「下川町表彰条例の一部を改正する条例」及び、日程第 11 議案第 63 号「下川町名誉町民条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 62 号 下川町表彰条例の一部を改正する条例及び、議案第 63 号 下川町名誉町民条例の一部を改正する条例について、関連性がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、条例の制定時より、時代や社会経済情勢の変化とともに、町民の意識も変化していることから、他の地域における制度の状況等も鑑み、下川町名誉町民条例と表彰制度についての見直しを行うものであります。

議案第 63 号 下川町名誉町民条例の一部を改正する条例につきましては、下川町名誉町民に対して与えることのできる「待遇」について、見直すものであります。

1 点目は、贈るもの見直しとしまして、「章」及び「杖」を贈ることを廃止するとともに、名誉町民年金を贈ることを改め、その代わりに名誉町民功労一時金として 100 万円を、名誉町民の称号を贈る際に、その年度に限り支給することとするものであります。

2 点目は、名誉町民が逝去された場合の町葬を行うことについて、「葬式」といった形式の町葬によるものだけでなく、多くの方々が弔意を示すことができる機会を設けるものとして、「お別れの会」や「偲ぶ会」等といったセレモニー形式によるものについても、御遺族の承認を得た上で行うこととして、表記を改めるものであります。

なお、改正に至る経緯といたしましては、令和 5 年 9 月に、一般質問通告書にて「下川町名誉町民条例の見直しと表彰制度について」の御質問をいただき、答弁をさせていただきましたとおり、この間、柔軟な考え方をもち見直しの検討をまいりました。

見直しの検討内容については、第 6 期下川町総合計画実施事業調書にて、総合計画審議会において御説明をさせていただき、内容が適当である旨の御意見を頂いております。

また、一般質問通告書にて御質問いただいた内容のうち、「国、北海道の受賞者に対し感謝状を贈呈するタイミングとその必要性」への対応につきましては、既に見直しを行っておりまして、現在は、随時、感謝状を贈呈する形で執り行っております。

議案第 62 号 下川町表彰条例の一部を改正する条例につきましては、下川町名誉町民条例の見直しにおいて、「章」を贈ることを廃止することに併せて、功労表彰における「功労章」の授与を廃止し、「表彰楯」を授与する方法に統一する見直しを行うものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 62 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 64 号「下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 64 号 下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第 1 条における改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 が削られたことから、引用条文等の改正を行うものです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時 15 分まで、休憩といたします。

---

休 憩 午前 1 時 5 2 分

---

再 開 午後 1 時 1 5 分

---

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 13 議案第 65 号「下川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 65 号 下川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布されたことに伴い、令和 6 年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することが可能になったこと、また、これに併せて定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務暫定再任用職員にも勤勉手当を支給するため、関連する条例について条建てて所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容につきましては、会計年度任用職員は、職員の規定を準用し、年 2.05 月分を支給する内容であります。

次に、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務暫定再任用職員については、フルタイム勤務暫定再任用職員と同様の年 0.975 月分を支給する内容であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第 65 号説明資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

御説明の前にですね、経過などを先に御説明をさせていただきたいと思っております。

令和 5 年 6 月 9 日付けで総務省自治行政局公務員部長からですね、地方自治法の一部を改正する法律、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係の運用通知がなされました。こちらにつきましては、地方自治法第 59 条、地方自治法第 245 条の 4 の技術的な助言という形で通知がまいっております。

今回の改正法の趣旨でございますが、平成 29 年に、地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、新たに会計年度任用職員制度が創設をされまして、期末手当の支給が可能となった一方です、勤勉手当の支給については検討課題とされていたところでございます。

国の非常勤職員におきましては、令和 3 年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されているという状況となっておりまして、これを踏まえまして、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものであるというところで、令和 6 年 4 月 1 日から施行されるものでございます。

これによりまして、会計年度任用職員の勤勉手当の支給につきましては、パートタイム、そしてフルタイムの対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであることという内容となっております。

また、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する上で、一方で給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであることという内容でございます、この運用通知などを総合的に勘案しながら、今回、4 月 1 日から会計年度職員の勤勉手当を支給するという方針決定をしたところでございます。

それでは、新旧対照表の方で御説明をさせていただきます。

まず、下川町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

勤勉手当の第 20 条の 2 でございます。こちらの条項につきましては、これまで職員のみの規定でございましたけども、定年前再任用短時間勤務職員も支給の対象とすることから、第 20 条の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号を追加するものでございます。

第 1 号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員ということで、こちらは正職員でございまして、第 2 号につきましては、定年前の短時間の勤務職員ということで、それぞれ追加したところでございます。

また、第 21 条の定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の項目でございまして、現行第 20 条の 2 というところが、勤勉手当を適用しないという状況でございましたので、改正案につきましては、この第 20 条の 2 を削除するものでございます。

続きまして、下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございまして、

こちらにつきましては、給与の規定について、これまで勤勉手当が入っておりませんでしたので、フルタイム会計年度任用職員、また、パートタイム会計年度任用職員、それぞれ勤勉手当を追加するものでございます。

また、第 13 条の 2、第 24 条の 2、それぞれフルタイムとパートタイムの規定でございまして、第 13 条の 2、この規定につきましては、支給日及び支給割合の規定でございまして、第 24 条の 2 も同様で、関係する規定を整備するものでございます。

また、パートタイムにつきましては、日額でございまして、報酬の 1 か月当たりの平均額を読み替えて支給をする形となるものでございます。

第 30 条、給与からの控除規定でございまして、現行では第 2 条第 2 項となっておりまして、こちら条ずれが発覚いたしまして、第 2 条の 2 ということで修正をさせていただくものでございます。

また、附則の事項でございまして、給与及び報酬の特例、3 ページでございまして、

改正前、給与又は報酬及び期末手当となっておりまして、給与は給料ほか手当関係も含まれますので、文言の整理をさせていただき、給与だけということで修正をさせていただいてございます。

続きまして、4 ページでございまして、下川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございまして、

第 7 条第 2 項でございまして、育児休業をしている職員の期末手当等の支給ということで、これまでは会計年度任用職員を除くという規定でございましたけども、勤勉手当を支給する形になりますので、この文言を削除するものでございます。

第 8 条の規定につきましては、前段の第 7 条第 2 項の中で、会計年度任用職員の地方公務員法の条項が無くなりましたので、ここを定義化するということで修正をしているものでございます。

なお、議案の 14 ページを御覧いただきたいんですが、条例の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行する形となります。

また、第 2 項につきましては、暫定再任用職員につきましても、定年前再任用短時間勤務職員とみなすという規定を整備させていただいてございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 地方自治法の改正によって、会計年度任用職員の方とか、再任用の方にも少し恩恵があるようですが、その分、国の方から自治体に向けて、財源の手当とかそういうことはあるのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） これに関しましては、地方交付税の対象となることで通知が来ております。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 67 号「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 67 号 下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町の林業・林産業の更なる発展と、事業者の経営安定化及び経営基盤の強化を図ることを目的に、下川町林業振興審議会からの答申や下川町林業林産業研究会等の意見等を踏まえ、下川町林業振興基本条例の一部を改正するものであります。

条例の主な改正内容につきましては、林業・林産業振興事業の免許資格取得の拡充であります。

また、時限措置として、今年度限りで終了する林業・林産業振興事業の事業者が、林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備に対する支援事業について、現在の林業・林産業を取り巻く厳しい状況下の中において、事業者の経営安定化と更なる経営基盤の強化を図る必要があることから、令和 6 年度の 1 年間の時限措置とし、所要の見直しを行い、継続するものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 67 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 68 号「下川町地域産業基盤整備事業受益者分担金徴収条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 68 号 下川町地域産業基盤整備事業受益者分担金徴収条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、特定法人貸付事業により、法人が本町から農地を借り受けし、その農地を対象として実施する地域産業基盤整備事業に要する費用に充てるため、地方自治法第 224 条の規定に基づき、受益者分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めたものです。

平成 21 年に農地法等の一部を改正する法律により、農地の貸借や権利移動の規制を見直すことに伴い、要件が緩和され、特定法人貸付事業が廃止になり、それ以降本町においても地域産業基盤整備事業の実施がないことから、現行の条例を廃止するものです。

以上申し上げて、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 68 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 69 号「下川町農産物加工研究所設置及び管理等に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 69 号 下川町農産物加工研究所設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年 4 月 1 日より農産物加工研究所の運営を「下川事業協同組合」へ委託することを予定しており、町が施設等を維持管理する「公設民営」とするため、現行条例を廃止するものです。

現在の農産物加工研究所の運営は、「町直営」であり、「地方自治体が直接、特定の目的のために利用する」土地及び建物は、地方自治法第 238 条の 4 の規定により「行政財

産」とされております。

このたび、運営を委託するに当たり、本条例を廃止して、土地等を「普通財産」とし適正な対価で貸付けしようとするものです。

貸付けの期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間とし、期間満了の2か月前までに町及び下川事業協同組合から意思表示がない場合は、更に同条件で1年間延長するものとして、以後も同様とするものです。

以上申し上げます、提案理由としますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 小原仁興 議員。

○3番（小原仁興君） 今回、設置及び管理等に関する条例を廃止するとの提案でございました。これによって、行政財産から普通財産になって、適正な貸付け条件になるようでございます。

行政財産から普通財産になったときの貸付け条件がどのように変わるのか、お示しいただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） 貸付け条件につきましては、普通財産ということでございますから、貸付けするという地方自治法上の規定に則った方法で貸付けすると。現状では行政財産ということになってますから、行政財産のままであれば、使用させるということで、かつ余裕のある部分にのみ貸付けするということになります。イメージしていただくと、旭川医大のようなところで、この法律が改正になった後に大手のコーヒー屋さんが出店されているんですけど、あのような形が、行政財産の中で一部使用させる…余裕がある場所ということで…するケース、今回は、全部…土地、建物、全てにおいて貸付けをするという内容ですので、今回、普通財産化するための条例廃止という形になっております。

以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

2番 奥崎裕子 議員。

○2番（奥崎裕子君） ここにあります…貸付けの期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間とし、期間満了の2か月前までに申し出がない、意思表示がない場合は、更に同条件で1年間延長とあるんですが、もし仮にここで意思表示があった場合、貸

付けの期間…そこで打ち切りとなった場合について、また町の管理に戻るのかというところをお聞きしたいです。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。  
市田副町長。

○副町長（市田尚之君） 今の御質問にお答えいたします。この1年延期といたしますのは、その状況によっていろいろ変わるかと思いますので、その後、町が直営でやるという意味ではございません。その時の…当時の現状において、経営状態を見ながら、延長するのか、それとも引き渡しするのかという判断をしたいということでの1年間延長することもあるというような内容でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第69号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。  
したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第17 議案第70号「下川町鉱業振興開発促進条例を廃止する条例」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 70 号 下川町鉱業振興開発促進条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、本町に鉱業の事業場を有する者に対して、探鉱事業及び鉱業の振興に関連する事業に助成措置を講じ、本町の鉱業振興及び開発の促進に寄与することを目的に、昭和 56 年に制定したものです。

御案内のとおり、本町は、鉱業が産業経済の基幹を担っていた時代があり、大正 15 年に旧三井鉱山株式会社（通称サンル金山）が、昭和 17 年に旧三菱鉱業株式会社（通称下川鉱山）がそれぞれ操業されました。最盛期には、サンル金山で人口約 1,000 人、下川鉱山で人口約 2,500 人と、山間の一大市街となりましたが、経営合理化や銅価の下落などにより、昭和 57 年に下川鉱山は休山し、昭和 61 年には外国産鉱石の輸入増大による金価の下落などにより、サンル金山も休山となっております。

休山から今日まで、事業が再開されることはなく、約 40 年を経過し、本条例の役割は既に終えていると判断したことから廃止するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 70 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 71 号「下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 71 号 下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例」及び「下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」の 2 条例について、関連がございますので、条建てで改正するものであります。

主な改正内容につきましては、現在、中学生までの医療費に係る一部負担金を町で助成しておりますが、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るとともに、子供の健康保持、増進を図るため、対象者を新たに高校生まで拡大するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番 齊藤好信 議員。

○6 番（齊藤好信君） 何点かお聞きしたいと思います。まず、今回この下川町乳幼児医療費の助成の条例に関する対象者ですね、該当者は高校生までとするのか、または年齢で区切るのか、まずこの点をお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

高原保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） お答えいたします。対象者につきましては、分かりやすく高校生までと表現しておりましたが、正確には議案に記載のとおり、年齢 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの方を対象としております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 今のお答えですと、18 歳ですから、学校に通ってなくても、中学卒業して…例えばですね…高校行って中退された方もいるでしょうし、自宅に居て同居されてる方、若しくは、町外に出て働いてる場合は、住民票が移りますから、そこは該当し

ないってことになりますね。

まずこの1点と…3回しかできないんで…その点とですね、またですね、この条例を発行するに当たり、医療保険組合との連携、または協議ですね、このへんはどのように進められているのか。

それから、当然これが実施されるようになりますと、乳幼児等医療費受給者証という…証明書みたいのですか、それが発行されて、受診されるようになると思います…併せて保険証も含めてですね。それで、この受給者証というのは、常に子供さんが持っていないか、または親御さんが持っていれば、掛かった場合はこれに該当するのか。

そしてもう一つ、現物支給の方式になるのか、それから償還払いになるのか、この点含めてですね、お答えいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

高原保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） お答えいたします。まず、1点目の、町外に行かれています方につきまして、学校などの関係で下川町に住所を置いたまま町外に行って暮らされている方に関しましては、こちらは対象になります。また、既に就労されている方、収入等があるかと思えますけれども、こういった方たちも対象になります。一方で、下川町に住民票が無いということになりますと、町外に住民票がありますので、町外のこちらの保険の制度の対象になってくることになります。

それから、医療保険組合との連携についてでございますが、北海道の国保連合会、それから社会保険診療報酬支払基金北海道支部ですけれども、こちらの方とは既に連絡を取ってございまして、議決前ですけれども下準備ということで進めてきてございます。

それから、受給者証についてでございますが、常に持っている必要というのはないかもしれませんが、医療機関での提示というのが必ず求められますので、医療機関に掛かる際にお持ちいただければというふうに考えております。

最後に、現物支給か償還払いかといったことでございますけれども、こちらの制度につきましては、北海道の補助金が…財源に一部ですけれども入ってございます。そのため、北海道内での医療機関におきましては、その場でお支払いすることなく、町の方からお支払いする形での助成ということになりますので、支払いは必要なくなりますけれども、一方で、北海道外の医療機関に掛かれた場合につきましては、一旦、自己負担分をお支払いいただきまして、その後、領収書を役場にお持ちいただけましたら助成をさせていただくといったような形になります。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 最後にですね、今後のスケジュール等について、お答えいただきたいと思えます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

高原保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） 今後のスケジュールについて、お答えいたします。

今後ですね、各御家庭には、3月11日頃、御案内を発送いたしまして、3月25日頃までに申請書を提出いただけましたら、年度内にですね、先ほどもお話に出ておりました受給者証を発送していきたいというふうに考えてございます。一方で、非常に期間が短く、タイトなスケジュールになっておりますので、4月1日までに申請ができないといった方もいらっしゃるかなというふうに考えてございますが、先ほど申し上げたとおり、国保連合会ですとか、社会保険支払基金などには、既に連絡を取っておりますので、4月1日から適用できるように進めております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 本条例は、医療費の助成を中学生から高校生又は18歳までの対象に拡充するものであり、これに関しては長年待ち望んだ子育て支援策であり、このたび町長の英断によって…長い時間がかかりましたけども…実現の運びになりました。

何よりですね、子供が初期症状の時に受診をためらうことなく、重症化を防ぐ意味もあり、子育て世代の経済的負担の軽減を図るという意味で、本当に子育て環境が一步大きく前進していくものと期待しております。それをもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 72 号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 72 号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第 1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の保険料率を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、第 1 号被保険者の標準段階を現行の 9 区分から 13 区分に多段階化し、第 1 段階から第 3 段階までに係る低所得者の保険料率を引き下げ、今回新設する第 10 段階から第 13 段階までに掛かる高所得者の保険料率を現行の第 9 段階より高く設定するものです。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 議案第 73 号「下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 73 号 下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道法の改正に伴い、水道整備・管理行政に関する権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることから、条例の一部改正を行うものであります。

経緯としましては、令和 5 年 5 月 19 日に国会で成立し、5 月 26 日に公布、令和 6 年 4 月 1 日に施行予定となった「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により、水道法及びその他関連する法律の改正が行われ、これまで水道法に基づく権限が厚生労働大臣であったところを、国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、省庁の所管事務の見直しが行われたことから、本条例の関連条文を改正するものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 73 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 21 議案第 74 号「下川町快適住環境促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 74 号 下川町快適住環境促進条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、住宅に関する総合的な支援制度として施行しております「下川町快適住環境促進条例」が、令和 5 年度末をもって時限を迎えるため、地域社会の変化や地域経済の状況を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、令和 9 度末まで時限を 4 年間延長し、新築住宅又は新築建売住宅を取得する場合、住宅を改修する場合に、規定する住宅性能を満たし、環境負荷の低減が図られる住宅に対し、補助率と限度額、加算額を設けるなど、快適住環境促進事業を継続する改正内容となっています。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 74 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 22 議案第 75 号「下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 75 号 下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、特定事業場から公共下水道に排除される下水について、「六価クロム化合物」に関する水質規制の基準が、「1ℓにつき 0.5 mg以下」から「1ℓにつき 0.2 mg以下」に強化するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 75 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 23 議案第 76 号「第 6 期下川町総合計画基本構想及び中期計画について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 76 号 第 6 期下川町総合計画基本構想及び中期計画について、提案理由を申し上げます。

第 6 期下川町総合計画は、まちづくりの方向性を示し、総合的かつ計画的な町政運営を行うための計画で、下川町が目指す将来像等を明らかにした「基本構想」と、取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」、具体的な事業等による「進捗管理計画」で構成されております。

一般、人口目標等を定めるため「基本構想」の見直しを行うとともに、令和 5 年度から令和 8 年度を期間とする「中期計画」を策定するため、下川町議会基本条例第 25 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和 2 年国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本町の人口は、今後も緩やかに減少していくことが予測されているところであり、現在におきましても人口減少を起因とする人材不足や地域経済の縮小等、様々な地域課題を抱えております。

そのため、これまで進めてきた移住・定住促進施策を更に積極的に進めていくとともに、産業振興、子育て支援、住宅環境の整備等、総合的な移住・定住施策により、持続可能な地域社会の実現のため、「基本構想」において、具体的な数値目標を定めるものでございます。

また、「中期計画」の策定に当たっては、令和 4 年度に町民意向調査を実施したほか、令和 5 年度に入り、総合計画審議会での審議、パブリックコメントを経て、素案の作成を行っております。

今後におきましても、総合計画の将来像であります「2030 年における下川町のありたい姿」の実現に向け、町民とともに「住み続けようと思うまち」、「住み続けられるまち」を創り上げてまいります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 76 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 24 議案第 77 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 77 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度一般会計の第 10 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 4,494 万円を減額し、総額を 56 億 5,638 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、能登半島地震被災者支援義援金、基金管理事務に係る経費を、民生費では、社会福祉事業基金積立金を計上しております。

農林業費では、森林づくり基金等管理事業に係る経費、町有林整備事業に係る経費を、教育費では、青少年育成基金積立金を計上しております。

なお、これらの財源としまして、町税、国庫支出金、寄附金などをそれぞれ計上しております。

次に、第 2 条の繰越明許費につきましては、「戸籍附票システム改修事業」について、戸籍附票に氏名の振り仮名を追加する改修を行うものでありますが、国が作成する標準仕様書等において、システム改修に係る機能が追加となり、令和 5 年度内に完了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、「サンル牧場」、「バスターミナル合同センター及びにぎわいの広場」、「一の橋コミュニティセンター」、「五味温泉」、「体育施設及び桜ヶ丘公園等」、「多目的宿泊交流施設」の指定管理料について、物価高騰及び賃金水準の上昇等に伴い、限度額を変更するものでございます。

第 4 条の地方債の補正につきましては、事業費の確定などによる変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第 77 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）について、御説明をさせていただきます。

まず、全体の説明の前に、今回の 3 月の補正予算の考え方でございますけれども、昨年度、決算剰余金が多額であったとの御指摘を踏まえまして、ある程度事業確定が見込める、今回の 3 月補正予算計上に当たりまして、執行状況の十分な確認と、不用額については原則減額するよう周知をしてきたところでございます。

また、査定時におきましても、執行状況等を確認しながら査定をしたところでございます。

それでは、一般会計補正予算の歳入歳出予算の補正でございます。

総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4,494 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 56 億 5,638 万円とするものでございます。

議案第 77 号の説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。補正予算概要書でございます。

補正の要因につきましては、緊急を要するもの及び事務事業の確定及び見込み等による補正でございます。

歳出の補正内容につきましては、総務費でございます。

能登半島地震被災者支援義援金というところで 55 万円の計上をさせていただいております。日本赤十字社の義援金として 50 万円、B & G 財団の災害支援募金として 5 万円、内訳でございます。

続きまして、基金管理事務 2,530 万円でございます。財源調整に伴う増額、指定寄附金の確定見込みに伴う減額となっております。

ふるさと納税促進事業 400 万円の減額でございます。寄附金見込額の減少に伴う経費の減額でございます。

2 ページでございます。SDGs 未来都市推進費一般事務費 543 万円の減額でございます。こちらにつきましても、確定見込みに伴う減額でございます。

生活サポート地域公共交通事業 158 万円の減額でございます。こちらも確定見込みに伴う減額でございます。

宅配等事業 254 万円の減額でございます。確定見込みによるものでございます。

民生費、医療給付事業 339 万円の減額でございます。こちらにつきましても確定見込みに伴う減額でございます。

3 ページでございます。社会福祉総務費一般事務費 928 万円の増額でございますけども、指定寄附金の確定見込みに伴う増額でございます。社会福祉事業基金積立金でございます。

続きまして、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 141 万円の減額でございます。確定見込みに伴う減額でございます。対象につきましては、現行 630 世帯から見込 600 世帯ということで、30 世帯の減額分となります。なお、報酬、共済費は、会計年度任用職員の 51 万円を計上してございましたが、人材確保できず、不用額となっております。

続きまして、住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金でございます。245 万円の減額でございます。こちらも確定見込みに伴います減額となっております。当初 600 世帯を見込んでございましたが、実績見込 565 世帯ということでございまして、35 世帯分の減額でございます。

続きまして、自立支援給付事業でございます。927 万円の減額で、こちらも確定見込みの減額でございます。

4 ページでございます。認定こども園運営事業 379 万円の減額でございます。こちらにつきましても、大きな要因につきましては、会計年度任用職員の日額者の人材不足ということで、日額から時間給の雇用となったところで大きな減額となっているところでございます。

山びこ学園運営事業でございます。564 万円の減額でございます。こちらも確定見込みに伴います減額となっております。会計年度任用職員の調理員の人材不足というところ

の減額分でございます。

衛生費でございます。がん検診事業 110 万円の減額でございます。こちら確定見込みに伴います減額でございますけども、CT肺がんの検診バスが故障になりまして、80 人分ぐらいの見込んでいた検診ができなくなったという減額でございます。来年度以降、バスの更新はしないというところで、代替として町立病院、またはレントゲンに振り替えていくという予定でございます。

農林業費でございます。農業委員会運営事業 365 万円でございます。確定見込み及び業務発注内容の見直しによる減額でございます。この業務発注内容の見直しにつきましては、農業振興地域整備計画図書作成委託料ということで 334 万円の減額となっております。

畑地化促進事業 1,510 万円でございますが、土地改良区決済金等支援金の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、5 ページでございます。道営草地整備（公共牧場型）事業 105 万円ございまして、こちらも確定見込みでございます。

畜産担い手育成総合整備事業 905 万円の減額ございまして、こちらも確定見込みでございます。

育苗施設活用推進事業 440 万円の減額ございまして、こちらも確定見込みでございます。

営農飲雑用水施設整備事業 257 万円の減額でございますけども、こちらも確定見込みでございます。

私有林整備事業 191 万円の減額ございまして、確定見込みに伴うものでございます。

6 ページでございます。森林づくり基金等管理事業 954 万円の増額ございまして、指定寄附金等の見込みに伴う増額ということで、森林づくり基金積立金、森林の二酸化炭素吸収量活用森林づくり基金積立金となっております。

林業・林産業振興事業 595 万円の減額でございます。確定見込みによる減額でございますけども、内訳の実績となっております。

矢文東線整備事業 294 万円の減額でございます。こちらも事業確定見込みに伴う減額でございます。

町有林整備事業 190 万円の増額でございます。確定見込みによるものでございますが、間伐材の運賃の高騰によりまして、その分増額などの内訳となっております。

7 ページでございます。商工労働費です。中小企業振興事業 106 万円の減額、確定見込みでございます。実績の内訳は、御覧のとおりとなっております。

特用林産物栽培研究所運営事業 308 万円の減額でございます。確定見込みの減ということで、当初、協力隊 1 名を雇用予定でございましたけども、こちらの確保はできなかったというところで減額となっております。

土木費、あけぼの団地線外 2 路線道路改良舗装事業 937 万円の減額ございまして、こちらも確定見込みでございます。

8 ページでございます。空き家対策総合支援事業 343 万円の減額でございます。確定見込みによるものでございまして、住宅活用見込みが 3 件、住宅解体 15 件の見込みが 10 件

になった減額分でございます。

公営住宅整備事業 401 万円の減額でございます。こちらも確定見込みに伴います減額でございます。

教育費、下川商業高等学校入学促進事業 188 万円の減額でございます。こちらも確定見込みに伴う減額でございます。

小学校施設等管理事業 166 万円の減額でございます。こちらも確定見込みでございます。

9 ページでございます。中学校施設等管理事業 116 万円の減額でございます。こちらも確定見込みでございます。

学校教員住宅整備事業 204 万円の減額でございます。確定見込みでございます。

特別支援教育事業 217 万円の減額でございます。こちらは中学校の支援員 2 名を予定してましたが、1 名になったということの減額が主な要因でございます。

通学援助事業でございます。343 万円の減額で、確定見込みでございます。

児童室運営事業 342 万円の減額でございます。こちらも人員の確保ができなかったことなどの理由で減額でございます。

10 ページでございます。公民館・町民会館管理運営事業 179 万円の減額で、確定見込みでございます。

青少年育成支援事業 1,122 万円の増額でございます。こちらは青少年育成基金積立金が 1,144 万円と、主な要因でございます。

体育施設管理運営事業 194 万円の減額でございます。確定見込みでございます。

給与費、職員給与費 358 万円の減額でございます。主な要因につきましては、基礎年金拠出金公的負担金の負担率変更等に伴う減額というところで、定年の延長制度が始まってございますので、当面退職者がいないということで、その分負担率が軽減されているという状況でございます。

続きまして、歳入の補正内容でございます。

町税、個人町民税（所得割）が 300 万円の増額でございます。

11 ページでございます。固定資産税（家屋）89 万円、固定資産税（償却資産）211 万円の実績見込みの増でございます。

分担金及び負担金、畜産担い手育成総合整備事業受益者分担金 785 万円の減でございます。実績見込みでございます。

国庫支出金、社会資本整備総合交付金 226 万円の増額でございます。除雪機械購入事業に伴う実績見込みというところでございます。

地域住宅交付金 2,735 万円の減額でございます。こちらは公営住宅整備事業に伴う実績見込みによる減額となつてございまして、元町団地の公営住宅の部分でございます。

道支出金、畑地化促進事業補助金 1,510 万円の減額でございます。こちらは歳出にありましてとおり、土地改良区決済金等支援金に係る実績による減でございます。

12 ページでございます。財産収入、農産物加工生産品売払収入 1,336 万円の減額でございます。確定見込みでございます。

特用林産物売払収入 261 万円の増でございます。こちらは生産量の増加に伴う収入増でございます。生産量は 99 t を見込んでございます。

寄附金、一般寄附金 1,416 万円の減額でございます。こちらは寄附金見込額の減額となっております。

指定寄附金 394 万円の増額ございまして、寄附金の見込額でございます。

繰入金、財政調整積立基金繰入金、こちらにつきましては財政調整に伴う減額で、174 万円の減。

諸収入、森林バイオマス吸収量活用推進協議会の雑入としまして、222 万円の増額でございます。販売収入の増加に伴う増額でございます。

13 ページでございます。町債につきまして、それぞれ実績及び見込みによる減額でございます。7,600 万円の減額でございます。

続きまして、議案の 31 ページ以降を御説明させていただきたいと思っております。

第 1 条は省略をさせていただきます。

35 ページの第 2 表から御説明をさせていただきます。第 2 表 繰越明許費の補正でございます。提案理由にございましたとおり、戸籍附票システム改修事業ということで 566 万円の繰越の追加でございます。

第 3 表 債務負担行為の補正ございまして、物価高騰、そして人件費の高騰によります変更でございます。

町営サンル牧場の指定管理料 2,820 万 6,000 円から 2,837 万円でございます。

バスターミナル合同センター・にぎわいの広場の指定管理料 7,782 万 5,000 円から 8,291 万 3,000 円でございます。

一の橋コミュニティセンターの指定管理料 468 万円を 473 万 1,000 円でございます。

五味温泉の指定管理料 5,100 万円から 8,000 円でございます。

体育施設・桜ヶ丘公園の指定管理料 2 億 9,025 万円から 3 億 1,195 万 2,000 円でございます。

下川町多目的宿泊交流施設の指定管理料 5,250 万円を 5,899 万 8,000 円でございます。

第 4 表の地方債の補正、こちらは事業費の確定などによるものでございまして、全部で 31 件、5 億 7,636 万円を 5 億 36 万円に減額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） このたびの補正予算、事項別明細書をずらっと見させていただいたところ、1 万円、2 万円と、結構…端数整理も行われておりまして、令和 4 年度の各種会計並びに公営企業会計の決算認定特別委員会で付された、「不用額ができるだけ出ないような、効率的な財政運営を」というところを踏まえて、補正されてるかなというふうに感じております。

そこで、3 点ほどお聞きしたいんですが、まず 1 点目、事項別明細書 8 ページ、そして説明資料の 12 ページになります。8 ページの款 16 財産収入、項 2 の財産売却収入のどこ

ろの説明欄、農産物加工生産品売払収入、説明資料の中では、実績見込みによる減額 1,336 万円というふうになってございます。こちら…その販売収入の近年の傾向、昨年はコロナ禍ということもあって、通常の収入とはちょっと…なかなか比較はできないかもしれませんが、午前中の町長の執行方針の中に、農産物加工研究所については、令和 6 年度から公設民営で「事業協同組合」ということで話もされておりまして、販路拡大も進めていくという話がありましたので、そのへんの比較と今後の販売の傾向など。今後については、新年度予算の中で、またいろいろお聞かせさせていただきたいと思っておりますので、まずそこが 1 点。

次に、事項別明細書 14 ページ、款 2 総務費、項 2 企画費、目 1 企画総務費の報償費のところ、ふるさと納税記念品代 550 万円の減額。先ほど、山本総務企画課長の説明では、実績は出ておりましたが、まず、一般寄附と企業版とあると思うんですね。それで、まず企業版、何件でどのくらいあったか。残り引っ張れば一般というのは分かりますので、そこを教えてくださいということと、昨年度…すいません昨年の数字ちょっと忘れてしまいましたので…昨年と比較してどのくらいであったかというところを教えてくださいというふうに思っております。

それと、最後の 3 点目でございます。事項別明細書 30 ページ、款 7 土木費、項 2 住宅都市計画費、目 1 住宅都市計画総務費の説明欄の空き家対策総合支援事業補助金です。こちら、移住定住につながる、効果が見込まれるものと思っております。先ほどの予算説明の中では、説明資料 8 ページですね、住宅活用は見込みが 3 件、現行 3 件で同じ、そして解体については見込み 10 件、確か解体については上限が 100 万円で、補助率 5 分の 4 だったかと思うんですが、まず、移住定住につながる活用の方…見込みの方、現行同じなんですが、これ 1 件当たりの補助、確か上限が 750 万円で…そのへんの状況を、この 3 点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいま御質問いただきました、まず 1 点目の方につきまして、私から回答させていただきます。

今回、5,000 万円の売上見込となったことにより、1,300 万円程度の減額というふうになっております。今回、この減額に至っては、町内外の卸元の販売が相当沈んでおります。

特に町外のところについては、最も多く卸していたところが、経営者が亡くなられて、その部分について減が見込まれるというところがございます。あと、町内の卸元のところでもそれなりに減額が進んでいるということで、5,000 万円程度は確保できるのではないかというふうに予測しております。ちなみに今年につきましては、18.5 万本ほどの販売を見込んでおります。ちなみに令和 4 年度につきましては、5,700 万円程度で推移をしてましたが、ここから見るとまた 700 万円ほど下がっております。これにつきましては、今後いろんな形で販路拡大…今徐々に始まってはおりますが、4 月以降に新しい体制で営業活動などもしていけると思っていますから、この 5,000 万円をどれだけ上乗せしていけるかというのが新年度の内容かと思っております。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） ふるさと納税の状況でございます。まず、令和5年度の2月末時点の状況でございます。全体で5,251万5,400円でございます。そのうち、企業版のふるさと納税は775万円でございます。一般の寄附金につきましては4,476万5,400円の内訳となっております。

令和4年度の一般のふるさと納税につきましては、約3,800万円ほどございましたので、令和5年度の今の状況と比較しますと、680万円ほど増えているという状況でございます。また、企業版ふるさと納税、令和4年度につきましては、昨年は非常に御寄附を頂きましてですね、5,385万円となっておりますので、こちらはその年によって変動があるという内容でございます。令和4年度合計で9,207万1,000円の実績でございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤英夫君） 空き家対策総合支援事業の確定いたしました補助金についてでございますが、住宅活用につきましては3件ということで、1件、補助金額500万円ということで支給してございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 今、詳細について、いろいろお答えいただきました。

まず、農産物加工研究所につきましては、令和6年度から公設民営ということで、事組さんが担うことになるかと思えます。販路拡大…是非進めていただいて、これは新年度予算で話せばいいことなんですが、そのへんに是非、力を入れていただきたいと思えます。

また、ふるさと納税に関しては、企業版…なかなか毎年同じような感じではいかないかと思えます。一般寄附については、私もLINEで町外の知人に広くお知らせをしたところなんですが、なかなか微力で…お手伝いにはなっていないかもしれませんが、そういう方策も講じながら、より多くふるさと納税していただけるような方向に持っていただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中田豪之助 議員。

○4番（中田豪之助君） 全体を通してですね、地域おこし協力隊とか、会計年度任用職員、それから支援員等の募集をしていたんだけど、採用に至らなくて減額という説明が非常に多かったと思えます。今後ですね、まだほかに委員会付託もありますし、予算の委員会もあるんですけども、そういう人材不足ですね、人材が不足して行政の仕事を進めるのに支障があるんじゃないかという…非常に心配があります。詳細はですね、委

員会とか一般質問とかでの質疑に任せるとしまして、ここではですね、令和5年度で募集をかけたけれども採用に至らなかった、その募集の総数と、それから、採用できた実数と、いいですか、採用に至らなかった…三角のところっていいですか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。  
山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） 今現在、手持ちも含めてですね、まとめたものがございませんので、よろしければ後日提出という形で考えさせていただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。  
3番 小原仁興 議員。

○3番（小原仁興君） 令和5年度下川町一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場から討論したいと思います。

今回の補正内容は、緊急を要するもの及び事務事業の確定及び見込み等による補正でございます。

不用額、早い時点で処理していただいたこと、これは高く評価したいと思います。

それで、債務負担行為の補正、第3条で、町長に説明していただいたとおり、物価高騰及び賃金水準の上昇に伴い…と説明を受けてございます。私の方から…独り言みたいなことになってしまいますが、指定管理者につきましては、賃金の上昇も込みの債務負担行為であることを強く強く意識していただきながら、運用に図っていただきたいことを祈念しております。

以上をもちまして賛成討論といたしますので、議員各位の御理解と御協賛をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 25 議案第 78 号「令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 78 号 令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町下水道事業特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4,611 万円を減額し、総額を 2 億 7,796 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、下水道費で、事業費の確定及び執行見込みに伴い、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費を減額計上しております。

災害復旧費では、事業費の確定に伴い、使用料及び賃借料を減額計上しております。

歳入におきましては、使用料及び手数料を見込みにより減額するほか、事業費の確定及び執行見込みにより、国庫支出金、町債を減額し、財源調整として繰入金を減額計上しております。

第 2 条の繰越明許費につきましては、「浄化センター整備事業」において、自家発電設備等改修工事に必要な半導体を使用する制御盤の納品遅れにより、本工事が 3 月末日までに完成することが困難であることから、工事請負費等の関連する経費を繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第 3 条の地方債の補正につきましては、事業費の執行見込みに伴う変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 78 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 26 議案第 79 号「令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 79 号 令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,282 万円を減額し、総額を 15 億 2,771 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、事業費の執行見込みに伴い、旅費、委託料、使用料及び賃借料を減額計上し、全体の財源調整のため積立金を増額計上しております。

管理費では、事業費の確定及び執行見込みにより、需用費、役務費、工事請負費、備品購入費を減額計上しております。

建設費では、事業費の確定及び執行見込みにより、委託料、工事請負費、備品購入費を減額計上しております。

災害復旧費では、事業費の確定に伴い、役務費を減額計上しております。

歳入におきましては、使用料及び手数料、諸収入を見込みにより減額するほか、事業費の確定及び執行見込みにより、分担金及び負担金、繰入金、町債を減額し、国庫支出金を増額計上しております。

第2条の継続費の補正につきましては、「下川浄水場整備事業」において、令和5年度事業費の執行見込みにより、総額と年割額を変更しております。

第3条の地方債の補正につきましては、事業費の執行見込みに伴う変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第27 議案第80号「令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第80号 令和5年度下川町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度介護保険特別会計の第6回目の補正予算でありまして、「介護保険

事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 3,526 万円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 8,575 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事務事業の執行見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額計上しております。

歳入につきましては、保険給付費の執行見込みに係る国庫支出金、道支出金、支払基金交付金を減額し、財源調整として繰入金を減額計上しております。

次に「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 1,679 万円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 2,839 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、実績及び今後の執行見込みにより、施設管理費等では、報酬、職員手当、需用費等の執行残などを減額しているほか、基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、今後のサービス見込み等により、介護給付費収入等及び繰入金を減額、寄附金を増額しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 80 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 28 議案第 81 号「令和 5 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 81 号 令和 5 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6,695 万円を減額し、総額を 4 億 2,430 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、医療費等の執行見込みにより、総務管理費、保険給付費を減額、事業の執行見込みにより、諸支出金を増額計上しております。

歳入につきましては、被保険者の異動により保険税を増額し、歳出の補正に伴い保険給付費等交付金を減額し、額の確定及び財源調整により繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 81 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 29 議案第 82 号「令和 5 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 82 号 令和 5 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 75 万円を減額し、総額を 6,402 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、保険料の減額見込みにより、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担分を減額計上しております。

歳入につきましては、被保険者の異動等に伴い保険料を減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 82 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 30 議案第 83 号「令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 83 号 令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町病院事業会計の第 4 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 5,596 万円減額し、収入総額を 5 億 1,990 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、入院患者数及び外来患者数の予定量に対する減少等により、医業収益を減額し、医業外収益では、長期前受金戻入を減額等するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入が不足する額 8,108 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入におきましては、53 万円を増額し、収入総額を 1,966 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、病院事業にふるさと納税等を寄附いただきましたことから、寄附金を計上するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 83 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 31 議案第 84 号「令和 6 年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 84 号 令和 6 年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 6 期下川町総合計画などにに基づき、町政執行方針で申し上げました主要施策に伴う予算を計上し、総額 56 億 1,400 万円、対前年度比 6.0%増で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 19 億 1,885 万 7,000 円を計上し、前年度対比 2.7%の減、投資的経費では 10 億 9,317 万 6,000 円を計上し、前年度対比 36.4%の増、その他の経費では 26 億 196 万 7,000 円を計上し、前年度対比 3.1%の増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、自治体 D X 推進事務、スマホ役場構築事業、役場庁舎等あり方検討事業、ふるさと納税促進事業、中間支援組織との協働・連携事業、SDGs パートナースHIPセンター事業、地球温暖化対策推進事業、地域情報通信基盤維持管理事業、危機管理対策事業、生活サポート地域公共交通事業、公区活動支援事業を、民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、介護予防生活支援事業、自立支援給付事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業、生活習慣病予防事業、がん検診事業、歯科診療所誘致事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、ごみ収集車更新事業、墓地・火葬場施設等管理事業を、農林業費では、農業費で、農業振興事業、麦乾燥調製設備増改造事業、新規就農者等支援事業、新規就農者(農業支援員)確保対策事業を、林業費では、私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、有害鳥獣捕獲等事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、特定地域づくり事業、五味温泉施設管理事業、一の橋地区地域熱供給システム面的拡大事業、特用林産物栽培研究所運営事業を、土木費では、道路橋梁河川維持補修事業、あけぼの団地線外 2 路線道路改良舗装事業、橋梁長寿命化修繕事業、除排雪車両購入事業、ICT活用除雪システム構築事業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合支援事業、民間賃貸住宅建設等促進事業、公営住宅整備事業を

計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業、学校教材費等助成事業、小・中学校施設等管理事業、学校教員住宅整備事業、未来人材育成事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

歳入では、町税で0.5%増の3億4,479万9,000円、地方交付税では、1.0%増の28億9,000万円を計上しております。

また、国及び道支出金では、7.4%増の7億3,165万7,000円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金9,899万1,000円、ふるさとづくり基金4,280万円など、基金繰入金全体で1億7,856万6,000円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い、6億2,470万円を計上しております。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、「ごみ収集車更新事業」に関し、発注後、納車までに1年を超えることから、繰越明許費として予算に定め、執行するものでございます。

次に、第3条の債務負担行為につきましては、「下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合が北星信用金庫に対する債務の損失補償」及び「令和6年度北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡資金元利償還金」について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第4条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第5条は、一時借入金の借入最高額を17億円に定めるものであります。

以上、令和6年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第84号については、予算審査特別委員会を設置して、付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、予算審査特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

- 1 番 桜木 誠 議員、
- 2 番 奥崎裕子 議員、
- 3 番 小原仁興 議員、
- 4 番 中田豪之助 議員、
- 5 番 大西 功 議員、
- 6 番 斉藤好信 議員、

以上のおおりに指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(神野みゆき君) お知らせいたします。

特別委員会委員は、応接室までお越しくださいますよう、よろしくお願ひします。

休 憩 午後 3 時 6 分

---

再 開 午後 3 時 1 1 分

○議長(我孫子洋昌君) 休憩を解き、会議を再開します。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、4 番 中田豪之助 議員。

副委員長には、2 番 奥崎裕子 議員。

以上のおおりに決定いたしました。

---

○議長(我孫子洋昌君) 日程第32 議案第85号「令和6年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第33 議案第86号「令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第34 議案第87号「令和6年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田村泰司君) 議案第85号 令和6年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,987万円とするものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者介護保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、繰入金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づく保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,738万円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入、繰入金、繰越金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金、公債費などを計上しております。

次に、地方自治法に定める一時借入金の限度額については、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定ともそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第86号 令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,095万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第87号 令和6年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,164万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 85 号から議案第 87 号までは、予算審査特別委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 35 議案第 88 号「令和 6 年度下川町下水道事業会計予算」、日程第 36 議案第 89 号「令和 6 年度下川町簡易水道事業会計予算」、日程第 37 議案第 90 号「令和 6 年度下川町病院事業会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 88 号 令和 6 年度下川町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道事業につきましては、町民の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道及び個別排水処理施設の効率的で適切な管理運営に努めております。

令和 6 年度の下水道事業運営方針として、令和 6 年 4 月 1 日から始まる地方公営企業会計への適用を確実に進めるため、必要な体制整備を図り、公共下水道及び個別排水処理施設の効率的で適切な施設運営に努め、下水道ストックマネジメント計画に基づき、引き続き下川浄化センターの改修工事を推進してまいります。

また、本年度が同計画の最終年度であることから、次年度に向けた計画の改定を図るため、これらに必要な費用を計上し、令和 6 年度の予算編成を行ったものであります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出については、収入では、営業収益として、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料のほか、営業外収益の一般会計補助金等を含め、収入総額 2 億 2,688 万 2,000 円を計上しております。

支出では、営業費用として、施設の維持管理に必要な管渠費、処理場費、総係費、減価償却費のほか、営業外費用では、企業債支払利息等を含め、支出総額 2 億 1,951 万 9,000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債借入金のほか、償還元金に係る一般会計出資金及び国庫補助金等を含め、収入総額 2 億 2,881 万 4,000 円を計上しております。

支出では、下川浄化センター整備事業費のほか、下水道ストックマネジメント計画改定委託料、企業債償還元金等を含め、支出総額 3 億 622 万 7,000 円を計上しております。

この結果、収支において 7,741 万 3,000 円の不足となりますが、この不足額につきましては、消費税資本的収支調整額及び内部留保資金、当年度純利益で補填する計画でありま

す。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第 89 号 令和 6 年度下川町簡易水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、安全安心な水道水を町民に供給することを目的に、簡易水道施設の効率的で適切な管理運営に努めております。

令和 6 年度の簡易水道事業運営方針として、令和 6 年 4 月 1 日から始まる地方公営企業会計への適用を確実に進めるため、必要な体制整備を図り、簡易水道施設の効率的で適切な管理運営に努め、安心安全な水道水の安定供給を確保するため、引き続き下川浄水場整備事業を推進してまいります。

また、老朽化の著しい施設の改修等年次計画を策定するため、簡易水道事業全体計画策定事業を推進することから、これらに必要な費用を計上し、令和 6 年度の予算編成を行ったものであります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、収入では、営業収益として、水道使用料等のほか、営業外収益として、企業債支払利息に係る一般会計補助金を、特別利益として消費税及び地方消費税還付金を含め、収入総額 1 億 6,264 万 6,000 円を計上しております。

支出では、営業費用として、施設の維持管理に必要な経費、総係費、減価償却費のほか、営業外費用では、企業債支払利息等を含め、支出総額 1 億 8,801 万 9,000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債借入金のほか、償還元金に係る一般会計出資金及び、基金取崩収入等を含め、収入総額 2 億 3,299 万 7,000 円を計上しております。

支出では、下川浄水場整備事業費のほか、簡易水道事業全体計画策定事業費、企業債償還元金、基金積立金等を含め、支出総額 2 億 8,845 万 4,000 円を計上しております。

この結果、収支において 5,545 万 7,000 円の不足となりますが、この不足額につきましては、引継金、消費税資本的収支調整額、内部留保資金で補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第 90 号 令和 6 年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、超高齢化社会に対応した医療、介護、福祉等の総合的な視点をもって、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、地域に適した医療提供体制を維持し、安定した病院運営を進めてまいりたいと考えております。

令和 6 年度の病院事業運営方針として、1 日平均患者数を、入院では 30 人、外来では 65 人に設定し、診療体制につきましては、内科医師 2 名のほか、旭川医大等及び北海道地域医療振興財団からの医師派遣を継続し、安定した診療体制を図り、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

さらに、診療機能の充実に向け、必要な医療器機等の整備を進めることとして、これに

必要な費用を計上し、令和6年度の予算を編成した次第であります。

以下、その概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額5億3,318万5,000円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費等で5億8,192万7,000円を計上しております。

この結果、収益的収支において4,874万2,000円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、経営方針、目標などを設定し、経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないように努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る一般会計出資金のほか、器械備品購入費として、国保会計からの他会計繰入金、企業債を合わせて、収入総額1,885万9,000円を計上しております。

また、支出におきましては、内視鏡システムの更新など、器械備品購入費のほか、企業債償還元金を含めて、支出総額2,273万5,000円を計上しております。

その結果、収支において387万6,000円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第90号までは、予算審査特別委員会に付託いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第38 報告第12号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和5年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、「地球温暖化関係」につきましては、本町の総体面積の約9割を占めている森林は、人工林の適正な管理によって、二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献していることから、これまで取り組んできた循環型森林経営を基盤とする、持続可能な森林づくりを継続し、二酸化炭素を持続的に吸収固定できる森林資源管理に努めて

まいります。

また、省エネルギー対策の推進とともに、地域資源である森林バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用により、今後も二酸化炭素排出の排出削減に努めてまいります。

次に、「水質汚濁関係」であります。本町を流れる各河川について、環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する環境基準項目に関し、水質調査を実施しております。今後も継続して状況等の把握に努め、水質汚濁の防止に努めてまいります。

「大気汚染関係」「騒音・振動関係」につきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、2月19日に開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆さまをはじめ、関係団体などの御協力を頂き、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体として環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第12号を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、3月定例会議の再開は、3月14日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時30分 散会